

## 従業員財産形成預金奨励金規程

### 第1条（総則）

本規程は、従業員財産形成預金規程第1条の趣旨に鑑み、会社が財形預金に加入し貯蓄に励む従業員に支給する貯蓄奨励金制度について定めたものである。

### 第2条（支給基準および限度額）

支給基準は以下の各号に定めるところとする。

預入額の     %  
年間           円を最高限度とする。

### 第3条（支給方法）

会社は前条に定める奨励金を、毎年12月分の給与支払時に12月15日現在における過去1年間（支給対象期間という）に預け入れた金額を対象に支給する。

### 第4条（受給資格の喪失）

支給対象期間内に解約があった場合はもちろん、一度でも途中払い出しがあった場合には、その年分の奨励金の受給資格は喪失したものとする。

付 則

この規程は     年   月   日より施行する。